

# 第 324 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/3/24 発行

### にじいろタブレット・ぽけっと情報

1月に発行しましたにじいろぽけっと（号外）にて、プレゼント企画にご提供頂きました「茶寮ひさご」さんから嬉しいご報告をいただきました。先日、プレゼント企画に当選された方がお客さんとして直接お店にいらっしゃったそうです！今回の企画を通して、少しでも多くの方に会員さんのお店を知って、訪れるきっかけになれば幸いです。にじいろぽけっと（第3号）は、3月28日（日）に丹波新聞さんに折込予定ですので、こちらも是非ご覧くださいね♪

またにじいろタブレットのSNSでは会員さん情報・セミナー案内等を随時行っておりますので、そちらも是非チェックしてみてください。なお、にじいろタブレットのSNSに事業所のPR・案内等の掲載をご希望される方がいらっしゃいましたら、下記メールアドレスまでご連絡ください。（メールアドレス：fukui@tanba.or.jp）



[https://www.instagram.com/nijiiro\\_tablet/](https://www.instagram.com/nijiiro_tablet/)



<https://www.facebook.com/nijitab>



<https://twitter.com/nijitabu>



### 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2期：2月8日以降の時短要請分）

- 対象者：県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者
- 給付要件：定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。「感染防止対策宣言ポスター」はHPからダウンロードして使用して下さい。※協力開始日から3月7日（日）まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

	(1) 緊急事態宣言の基づく緊急事態措置	(2) 県による要請
対象期間	令和3年2月8日（月）～2月28日（日） 【21日間】	令和3年3月1日（月）～3月7日（日） 【7日間】
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）	
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること。	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午前11時から午後8時まで）に短縮すること。
支給額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数

※第2期協力金（2月8日以降の時短要請分）の申請開始日は令和3年4月1日を予定しています。申請手続き等の詳細は決定次第公表予定です。👉詳しくは、兵庫県の特設ページをご覧ください。👉

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakyouryokukindai2ki.html>

# 第 324 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/3/24 発行

### 緊急事態宣言の影響緩和に係る **一時支援金** 受付開始に関するお知らせ

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)が給付されます。※時短営業協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。

【対象者】※下記、①・②いずれにも該当していること

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上の減少

給付額	2020年又は2019年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上×3ヶ月	
	中小法人等：上限 60万円	個人事業者等：上限 30万円
対象期間	1～3月	
対象月	対象期間から任意に選択した月	

#### 【申請受付期間】

2021年3月16日(火)～5月31日(月)

#### 【商工会窓口受付期間】

3月16日(火)～4月30日(金) 毎週火・木曜 ※4/29(木)は祝日のため、30(金)受付

#### 【申請手順】

①申請ID・パスワードの取得→②必要書類の準備→③商工会へ事前相談の来館予約→④商工会職員による書類確認→⑤一時支援事務局WEBサイトから申請

#### 【必要準備書類】

① **本人確認書類／履歴事項全部証明書** (中小法人等のみ)

② 収受日付印の付いた**確定申告書の控え** (2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全てのもの)

③各月の売上台帳、請求書、領収書などの**帳簿書類** (2019年1月から2021年対象月分)

④ **通帳** (2019年1月以降の事業の取引を記録しているもの)

⑤ 「**宣誓・同意書**」(代表者又は個人事業者等本人の自署)

⑥ 「**一時支援金に係る取引先情報一覧**」

※ (⑤・⑥は事務局のWEBサイトからダウンロード) <https://ichijishienkin.go.jp/>

#### ※申請に際しての丹波市商工会からのお願い※

★完全予約制となっておりますので、事前に必ず相談日の予約をお取りください。

★事前にアカウントの申請・登録をお願いいたします。

★事前確認に必要な書類の準備を前もってお願いいたします。

★丹波市商工会本所にて窓口の対応となります。お電話での確認は受付けておりません。

【一時支援金事務局】URL：<https://ichijishienkin.go.jp/> TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

#### 【給付対象や保存書類に関するご質問】

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金質問フォーム

URL：<https://emotion-tech.net/x0IE58n2>

【問合せ】丹波市商工会 0795-82-3476